

第185回統計委員会 議事録

1 日 時 令和4年11月30日（水）16:40～17:35

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池 玲子、伊藤 恵子、川崎 茂、
清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宮川幸三、山澤 成康

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、総務省統計
局長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、経済産業省大臣官房調査統計グル
ープ統計企画室長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調
査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課課長代理

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長

政策統括官（統計制度担当）：阪本政策統括官、稲垣統計企画管理官、上田次長

4 議 事

- （1）諮問第164号「住宅・土地統計調査の変更について」
- （2）諮問第165号「法人土地・建物基本調査の変更について」
- （3）部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、少し定刻を過ぎましたが、全員お集まりのようですので、ただ今から第185回統計委員会を開催いたします。

本日は、村上委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問2件、部会報告について説明があります。本日は、このような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名とページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようによりしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に移ります。まず、諮問第164号住宅・土地統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をよろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の統計審査官、内山でございます。久々に統計調査の諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、議題にもありますとおり、土地・建物に関する世帯向けの調査である住宅・土地統計調査、それから法人向けの調査である法人土地・建物基本調査、この両方を諮問するということとなりますが、まず、私の方からは、総務省統計局が実施している住宅・土地統計調査について説明いたします。

資料は、1-1と1-2となります。資料1-2の諮問文にありますとおり、今般、住宅・土地統計調査の変更申請を受けましたので、これに対しまして、承認の適否を判断する手続の一環として、統計委員会の皆様の御意見をお聞きするというものでございます。

具体的な説明につきましては、資料1-1、諮問の概要資料で行います。

まず、1ページ目でございます。

個別説明の前に、土地・建物の実態に関する主な統計調査の関係について、図にまとめてみました。統計調査に関する統計委員会への諮問は、申請を受けた都度、行いますので、議論は調査ごとに行うことが多いのですが、その前提として、審議していただく調査がどういう位置付けにあるか、あるいは、関連する調査とどのような役割分担にあるか、そういった参考情報は有用かと思ひ、今回、参考資料として1枚スライドを入れた次第でございます。

あくまで全体イメージということで、詳細は割愛いたしますが、基幹統計調査としては、本日諮問する2調査が、いずれも5年周期で行われており、それを補う調査として、土地保有・動態調査が中間年に行われ、空き家についての状況を深掘りする調査として、空き家所有者実態調査が5年周期で行われています。また、下の※印になりますが、国土交通省では、既存の調査結果を用いて、別途、土地基本調査という統計を作成しているという状況です。

このような関係にあるといったことについて触れた上で、住宅・土地統計調査の個別説明に入っております。

2ページ目です。

調査の概要ということで、前回、平成30年・2018年に行われた調査の概要についてまとめております。調査の目的は、世帯がお住まいになる建物のほか、空き家・別荘といった現住居以外の住宅、そして、世帯が保有する土地の状況を把握するというもので、5年周期で行われます。

スライド中央の右、調査事項のところに、調査票の構成も併せて記載しておりますが、この調査、基本的な調査事項に絞ったショートフォームである調査票甲と、詳細な事項を含めたロングフォームである調査票乙、それから、調査員が建物を外観から確認して作成する建物調査票の3種類がございます。そして、報告者数ですが、負担の少ない調査票甲が320万、負担の比較的大きな調査票乙については、数を絞って50万、計370万が対象となります。これだけ規模の大きな調査でございますので、調査系統・調査方法としては、地方公共団体の御協力も頂き、基本的に調査員調査として行いつつ、回答方法については、郵送・オンラインも併用する形となっております。

このように、非常に規模の大きな調査ですので、調査結果も様々な場面で利用されております。資料の3ページ目、こちらはほんの一例ですけれども、利用例ということで書かせていただいております。

では、今回、予定されている変更点は何かということについて、4ページ目以降で説明をいたします。

大きな区分で申し上げますと、標本設計、調査事項、調査方法、この三つの見直しが予定されているところですが、まず、標本設計の見直しについては3点ございます。このうち、4ページと5ページ、この2点につきましては、調査実施の事前作業として令和3年中に対応する必要があったという事情もあり、今回の諮問に先立って、昨年5月になりますが、統計委員会において、諮問という手続ではないのですが、調査実施者から既に御報告いただいているところです。その際、統計委員会として、適切という御判断も頂いているものでありますが、今回の諮問に当たり、形式ではありますが、諮問事項の一部としておりますので、この場でも少し触れさせていただきます。

まず、4ページ目、報告者数の削減です。

そのスライドの下に「参考」と書いてございますが、①から④が、本調査における報告者の選定の流れになります。この調査、全国で設定された国勢調査区を基にして、まず、標本となる調査区の数、これを決めた上で、その数の標本調査区を選定する。そして、その調査区内に所在する住戸を無作為で選定する。大きな流れはこのようなものです。

そして、前回調査ですが、この流れに沿って、国勢調査区数に所定の抽出率を乗じて調査区数を算定していました。その結果として、21万8,000調査区を抽出し、結果として370万住戸が選定されておりました。ですが、真ん中の課題欄に記載しておりますが、この方法では、世帯数が増加して国勢調査区数が増えれば、それに連動して標本調査区数も増える、結果として報告者数も増えるという流れになってしまいます。そのため、5年前の答申時においても、負担軽減の観点から見直しをすべきという御意見を頂戴しておりました。これを受けまして、今回、右側になりますが、世帯数の変動に連動しない形にするということで、あらかじめ目標精度を定めて、その達成に必要な調査区数を算定するという方法に変更されています。

これによりまして、今回、国勢調査区の数自体は増えているのですが、標本調査区数が減り、結果として報告者数も抑制されているという計画でございます。これが、標本設計の1点目です。

次に、5 ページ、ア－2 というところです。

こちら、前回答申の際に示された課題で、スライドの課題欄のところ、こちらは答申文を引用しているのですが、要するに、大都市部のサンプルを小規模の町村に振り替えるなどによって、人口1万5,000人未満の町村別の結果表章、これも検討できないか、ただ、業務量にも注意しましょうという趣旨の課題でございました。検討結果が右側の「対応」という部分ですが、これら小規模の町村について、一定の精度を確保した上で結果表章をする、そのためには標本の振替といった対応だけでは収まらずに、結局のところ、約3倍の標本調査区数が必要ということで、それに連動しまして、当然、調査員の確保といった事務負担の増加も避けられません。一方で、それを押してまでニーズがあるかということについて確認された結果として、大多数の町村において、そこまでの希望はないということでした。

結論として、人口1万5,000人未満の町村を結果表章するためのサンプルの配分見直しは行わないとの結論でございました。

今、説明したア－1 とア－2 が、昨年5月の統計委員会で説明されている部分になります。

標本設計の最後、6 ページ、層別基準の見直しです。

先ほど、この調査は、標本調査区の数を決めた上で、実際に調査をする調査区を選定するという流れをお話ししました。前回調査までは、この各段階において、様々な要素に着目して調査区を層化されていきました。しかしながら、平成15年調査以降、この基準をほとんど変えていないということで、その後、約20年という歳月が流れております。人口構造等の変化を踏まえると、母集団のよりよい縮図となるサンプルが得られる層別基準になっているかという観点から、今回、見直しをされるというものでございます。

変更案の「見直しの例」ということで、いくつか例を書いております。例えば、これまで一定のサンプルがちゃんと確保できるように、高齢者のいる世帯割合で層化していたが、それ以降の人口構造の変化で、殊更に層化する必要が乏しくなったということで層化を取りやめるといった対応、あるいは、出現率が低いものについて確実に取るために層を細分化する、そういったものが予定されています。

以上が、標本設計についての変更でございました。

次に、7 ページになります。調査事項の変更でございます。

この変更については、白抜きの丸数字で三つに分けて書いてございます。①と②につきましては、変更に至る課題が共通するということもありまして、まとめて書いてございます。

まず、①、前回調査までは、調査員が対象の住宅を訪問した際に、複数の世帯が居住しているということが分かった場合には、主世帯のほかに同居している世帯の方々にも調査票を配って、両方に書いていただくという取扱いがなされていきました。しかしながら、調査員が住宅を訪問する際に、逐一、同居世帯の有無を確認するという手間が生じます。そもそも、コロナ禍になりまして、統計調査全体の動きとして、調査対象者の方々とは対面しない形での調査へのシフトという流れもございます。また、前回答申では、「間借り」とい

った表現など、最近ではなじみが薄くなってきた用語の検討ということも課題として示されておりました。

このような状況を踏まえまして、変更案の①のところですが、同居世帯への調査票配布自体を取りやめて、仮に同居世帯がいても、主世帯に必要最小限の情報を書いていただくという形に変更することが予定されています。

次に、②でございます。寮や寄宿舎といった住宅以外の建物、いわゆる施設といったところに住んでいる方についてですが、これまで、管理者といった施設を総括する方がその施設に住んでいる場合には、住宅に住んでいる一般の世帯と同様の内容について回答していただいている一方で、そこに単身者がいる場合には、一部の事項についてのみ回答いただいていた。しかしながら、家族で住んでいるか、あるいは管理者以外で単身者がいるかといったことの確認など、先ほど①で申し上げたことと同じ課題がありますことから、変更案②でございますが、世帯の種類に関係なく、必要最小限の情報を把握するというところで、調査事項の整理・統一化を図ることが予定されています。

最後、③です。①、②のほかに、前回答申で示された課題も踏まえて、必要性や負担軽減の観点から、調査事項の一部を変更することが予定されています。ただ、内容的にがらりと変わるものではなくて、この資料に示しておりますとおり、選択肢の区分の追加といった細かな変更が予定されています。

調査事項については、以上のような変更が予定されていますが、脚注にも記載しておりますとおり、これらの変更に関連しまして、集計事項や集計区分の変更も予定されているところです。

変更事項の最後、8ページでございます。

調査方法の変更でございますが、これは、何か新たな調査方法を導入するというものではなくて、調査の手順を改めるというものです。前回調査の「注」に書いてございますが、この調査、平成20年からオンライン回答が導入されましたが、その後一桁台で推移をしておりました。そこで、前回調査におきましては、オンライン回答を積極的に求める一環として、オンライン回答用のIDを先に配る、オンラインの回答がなかった方々に、紙の調査票を後で配る、そういう方法が採用されました。その結果として、オンライン回答率は4分の1近くまで上昇しましたが、その一方で、真ん中の課題欄にも記載しておりますが、配布を2段階にしましたので、当然、手順が複雑になって、事務負担が大幅に増加したということ、また、先ほども触れたことではございますが、近年は、コロナ禍にあって、調査員の方々に再三出向いていただくこと自体が、一層難しい環境になっていること、また、世の中の流れとして、オンライン回答そのものが一般的な手法になってきているのではないということも考えられます。

そこで、今回、オンライン回答用のIDと紙の調査票を同時に配るということに変えるという計画で、これは令和2年の国勢調査においても行われた変更ということになります。

長くなって申し訳ございません。以上が、一部実装済みのものもありますが、今回予定されている変更ということになります。

最後、9ページ目、こちらは5年前に頂いた答申で示された課題について触れておりま

す。

大きく3点ございますが、その多くが、今回の変更で反映されているものでございますので、今後の審議におきましても、それぞれの変更事項の中で、調査実施者における検討状況・対応状況を確認いただければと考えてございます。

長くなって申し訳ございませんでした。

以上が、今回予定されている諮問の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととします。

なお、同部会の構成員ですけれども、統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は、委員長が指名することとされております。住宅・土地統計調査の審議では、住宅や土地政策に関する専門的知見に基づく審議が必要なことから、資料3のとおり、同部会の構成員に、不動産の分析に精通しておられる清水臨時委員を追加で指名いたしたいと考えます。

以上の説明を受けまして、何か委員の皆様から御質問などあれば、よろしくお願いいたします。

川崎委員、手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

○川崎委員 川崎です。御説明ありがとうございました。今日御説明いただいたいろいろな変更点、標本設計、調査事項、あるいは配布方法、このような変更については、極めて丁寧に検討されているようで、方向としてはよろしいかと思っておりますので、私自身は、特にその部分については意見がありません。よく検討していただいたと思います。

その上で、今後に向けての検討をお願いしたいことが一つあります。これは令和5年の調査というよりも、その一つ先ぐらいをにらんで、今回の令和5年調査結果が出てからそれを分析する、あるいは利用状況を把握するというような観点から念頭に置いていただきたいというお願いでして、今回の調査をどうこうしてくださいということではないので、申し上げます。

それは何かといいますと、この調査、御存じのとおり、特にロングフォームの方はかなり負担の大きい調査となっております。資料1-2の70ページ過ぎ辺りが調査票になっているのですが、これを御覧いただきますと、調査票乙というロングフォームがありまして、その5面以降が、実は、自宅以外に所有している土地・建物などを全部一つ一つリストアップしてくださいということなのです。これは、持っていない人には全く負担もないのですが、たくさんお持ちの方については、これが結構負担になる場合があります。これは、かなり細かいことでもあって負担がかなり大きいので、要注意の事項であると前から感じておりますが、ただ、これはこれで一定の需要があるということではやられてきていると思います。

そこで、今回は、これまでの時系列的な比較ということがあるので、続けていただければいいかと思うので、それはそれで重要だと思っておりますが、今後に向けて検討の余地があると思っております。そもそも、本調査は、従前は住宅統計調査とっていたものですが、平成10年調査から、そこに土地をくっつけた調査になったのです。当時は、土地に関する情報が

全くない、世帯の土地保有の状況が全くない状況でこの調査が始まったわけですが、あれから、今25年ぐらい経っているわけです。かなり情報の蓄積も進んできたと思います。また、その後の利用者の状況、分析の状況などを見ていくと、どの程度まで細かい情報が必要かというのがだんだん見えてきているのではないかと思います。

そこで、今回、すぐに何かアクションを取ってくださということはないのですが、今回の調査の結果を受けて、この次に向けて、更なる負担軽減ができないか、特に、このような土地をたくさん持っている方、あるいは住宅を複数持っている方、こういう方々の負担軽減、できればこのところをできるだけ減らして、例えば件数だけ聞くななど、そのようなことで負担を軽くできないか、また、そうやって本当に支障がないかということを検討していただけたらということ、今回の部会審議の一步先のようなことを申し上げて恐縮ですが、そういったことも是非念頭に置いていただけたらと思って意見を申し上げました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。調査票乙に関する負担軽減について、将来的なことも少し議論していただければという意見と承ります。

菅委員、手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

○菅委員 菅でございます。この住宅・土地統計調査はSNAと関連がありまして、帰属家賃の推計に使われています。ある意味、SNAの精度とかなり関わっております。今、川崎委員がおっしゃったように、どういう情報が帰属家賃の推計等に関係しているのかとか、そういう視点がやはり活用という意味では、活用というかSNAの精度という意味では関係してまいりますので、その辺り、もちろん、もう既に使われているので十分その情報はあつたわけですが、そういう視点で御検討いただけたらと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。特にSNAの方の関係性のことを少し確認していただくというようなことかと存じます。

ほかはいかがでしょうか。御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、川崎委員、よろしくお願いいたします。

○川崎委員 もしかしたら誤解が生じたらいけないので申し上げておきますが、今回の審議の中でこれを検討してくださいというよりも、調査実施後、結果が出てから検討してくださいという趣旨ですので、今回の御審議からは外していただいても構わないというぐらいのレベルでの私のコメントですので、その点、誤解がないようお願いいたします。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。むしろ今回の審議というよりは、今回の調査結果を受けて、その後、考えることということですね。どうもありがとうございました。

すいません、よろしくお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 総務省統計局でございます。川崎委員、それから菅委員、御意見ありがとうございました。

利活用と、あと負担を考えて検討ということは、非常に私たちも重要なことだと思って

おります。一方で、今の負担がなかなか重いところでも情報をお使いになっているところ、それから府省等々ございますので、そういうところとよく御相談しながら、今回の話ではなく今後の話として結果を見ながら検討してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。

白塚委員、手が挙がっております。よろしくをお願いします。

○**白塚委員** すいません、ありがとうございます。菅委員がSNAの話をされたので、この統計は、それ以外にもCPIの帰属家賃のウエイトを作るためにも使われていますし、引き続きまだCPIの経年劣化の問題やウエイトをもう少し細分化したり、いろいろな課題がありますから、そういうところも含めて、この統計をうまく活用して、よりいろいろな統計への活用につなげていってほしいと思います。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。住宅・土地統計調査は、先ほどもありました活用も含めて、改めて申し上げることもないのしょうけれども、住生活に関する最も基本的で重要な統計調査です。今回の申請においても、我が国における社会情勢の変化を踏まえ、様々な変更が予定されておりますけれども、特に高齢化の進行という観点から、近年変化しつつある高齢者の方の住環境について、よりの確かつ詳細な実態が捉えられるようになることが期待されているところです。

また、コロナ禍における調査環境の変化や、調査現場における事務負担の軽減を考慮した調査方法の変更も予定されているところです。

今回、報告者数の削減も図られますけれども、標本規模が非常に大きな調査ですので、今後も、引き続き、円滑かつ安定的な調査が行われることを期待するところです。津谷部会長を始め、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○**津谷委員** 承知いたしました。

○**樫委員長** よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第165号、法人土地・建物基本調査の変更についてです。これも、総務省政策統括官室から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 先ほどの住宅・土地統計調査に引き続きまして、国土交通省が来年度実施する基幹統計調査である法人土地・建物基本調査について諮問をいたしたいと思います。

資料番号は、2-1と2-2になります。2-2のとおり、国土交通大臣から、調査計画の変更について、総務大臣宛てに申請をいただいております。先ほどの住宅・土地統計調査と同様、総務大臣が承認の適否を判断する際の手続として、統計委員会に御意見を頂戴するというものでございます。

以下、変更内容について、資料2-1の概要の方で御説明を申し上げたいと思います。

まず、スライドの1ページを御覧ください。

こちらは、先ほどの住宅・土地統計調査と全く同じものですので、詳細は割愛をいたしますが、1点補足させていただきます。今回の諮問対象は右上の法人土地・建物基本調査ですが、右下の一般統計調査、これは専らフローを把握するもので、年次の土地保有・動態調査というものですが、これは、5年ごとに実施される法人土地・建物基本調査の中間年に、毎年、法人と一部の個人を対象に実施をしているものです。法人土地・建物基本調査の実施年は、そのうち法人部分を法人土地・建物基本調査の一部として取り込んで実施するという格好を取っております。一般統計調査は、3年前リニューアルをしておりますので、後ほど補足をさせていただきたいと思えます。

続いて、スライドの2ページに移ります。

法人土地・建物基本調査の前回調査となる、5年前の調査の概要を1枚にまとめております。調査の目的は概要に記載のとおり、我が国の法人における土地・建物の所有状況や利用状況に関する実態を調査し、その現状を全国地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策やその他の基礎資料を得ることとございます。

調査の仕組みとして簡単に紹介させていただくと、調査票A・B・Cという3種類で構成をされております。そして、調査事項のところを御覧いただきますと、調査票Aが、土地や建物を法人がどれだけ持っていて、どうやって使っているのかというようなことを調べる、1番メインの調査票です。

一方、調査票Bは、一部の業種の法人を対象として、特殊な用途の土地に係る土地ごとの所在地、用途、面積等と記載しております。この特殊な用途というのは例えば、変電施設や発電所、鉄道の軌道の用地などといった特殊な用地について、特別な調査票Bを用意しているということとございます。

そして、調査票Cについて、先ほどのスライドの1ページで御覧いただいた右下の一般統計調査である土地保有・動態調査をそっくりそのまま調査票Cとして取り込んでくるというもので、こちらで専らフローを調査しているものとございます。

なお、調査方法ですが、一番下に書いてあるとおり、郵送またはオンラインで行っているということとございます。

次の3ページのスライドに移ります。

こちらは、法人土地・建物基本調査の利活用を簡単に御紹介したスライドになります。

土地の基本的な施策の立案や、あとは建築物ストック推計などに使われているということとございます。詳細は割愛させていただければと思えます。

続きまして、4ページ以降で、今回の変更内容について御紹介をしたいと思います。

まず、こちらのスライドでは調査系統と調査方法の変更について記載しております。まず調査系統ですが、これまでは、一部の調査票を回収するときに、都道府県が回収、あるいは督促、審査というような事務を担っていたのですけれども、今回、都道府県の事務負担軽減を図るために、国土交通省で一括して行うということにさせていただきます。これについて、国土交通省は、事前にテスト調査を実施して、特に問題なく実施できたということとございます。

下半分、調査方法の変更ですけれども、こちらは、オンライン回答用のログイン情報をこれまでは郵送で配布するのみだったのですが、実は調査対象の一部の法人については、既に国土交通省のほかの統計調査においてメールアドレスを把握しているということでございます。そして、一定の協力関係を築いているということもございますので、そういった法人には、メールによる配布も可能とするといったような変更を予定しているということでございます。

続いて、5ページ目のスライドに移ります。次は、調査事項の変更について紹介をしたいと思います。まず、調査票Aです。こちらは持っている土地の1件1件について尋ねる質問です。調査票の抜粋を資料に貼付しております。前回調査、左側の方を見ていただくと、前回、赤枠で囲ってあるとおり、今後の保有等予定ということと、その少し右に移った中央あたり、転換予定をそれぞれ独立した設問で聞いているということでございます。これについては、前回の答申で、整理できないのかという宿題が出ていたものでございます。別々の質問で独立していて、かつ、選択肢の粒度もあまりそろってなかったのが、今回、整理統合いたしまして、右下のように、売却等・他の用途への転換予定という1個の設問とする変更を予定しております。

続きまして、6ページ目のスライドに移ります。

次に、こちらの調査票の変更は、建物についての質問の変更です。

また、左側に調査票の抜粋を載せておまして、前回調査ではどうなっていたかということ、工場敷地なのか、工場敷地以外なのかによって、建物の記入の仕方を変えていたということでございます。具体的には、ローマ数字のⅣの(1)(2)が工場敷地以外にある建物についての設問ですけれども、それぞれ建物が大きいか小さいかによって、特に小さい建物は、ローマ数字Ⅳの(1)のとおり、合算して、合計何棟あるかということと、合計の床面積だけを答えていたということです。つまり、個別に回答していたのは大きい建物だけだったということなわけですけれども、Ⅳ-(3)工場敷地にある建物についてというところを御覧いただくと、工場敷地にあるものは、建物が大きいか小さいかに関わらず、敷地ごとにすべからく回答を求めていたというのが前回の調査です。今回、それを右側のように、赤い矢印で書いてありますが、工場敷地にある建物についても、規模が大きいものについては従前通り答えるのですが、規模の小さいものについては、合算して簡略化して答えていただくということではないかという変更を予定しております。

そして、併せて、負担軽減のために、※印で下の方に書いてありますけれども、工場敷地にある建物の有形固定資産額も聞いていたのですが、こちらも、他の推計で利活用上支障がないため、削除するという計画をしております。

続いて、スライドの7ページに移ります。

調査票Aの変更がもう一つございまして、これは同じく建物の質問で、建物の用途を聞く質問です。前回調査の選択肢は御覧のとおりですが、今回、右のように、選択肢を増やすという変更を予定しております。

まず、工場というのは、先ほど御覧いただいたとおり、工場か否かで設問を振り分けないことになるため、ここで選択肢を一つ用意するというところでございます。もう一つ、12

番の貸会議室・シェアオフィスという選択肢を追加しております。こちらは、コロナ以降の昨今の状況を踏まえて、こうした利用がどれだけ生まれているかということ、国土交通省の政策部局でも必要としているとのことで、把握しようとするものでございます。

続いて、8ページに移っていただきます。調査票Cの変更です。

これは、先ほど冒頭でも申し上げましたとおり、法人土地・建物基本調査に組み込んで実施している年次の一般統計調査です。こちらが3年前にリニューアルしたと申しあげました。この3年前のリニューアルに伴って、そっくりそのまま変更するということとなります。

具体的には、上の箱囲みの説明のとおり、土地動態調査が類似の土地保有移動調査と統合されまして、土地保有・動態調査に変更されました。これに連動する形で、調査票Cはそっくりそのまま変更するということとなります。

主な変更点は、一つでございまして、調査対象の関係です。前回調査では、左側の部分を御覧いただくと、調査対象は1億円以上の法人に対して悉皆で調べていたわけですが、それを今回、右側の部分に記載のとおり、①②のように二つのグループに分けて、資本金5億円以上の大規模な会社法人は、引き続き悉皆調査、それ以外の②については、不動産登記情報、具体的には売買による所有権移転登記があった売主・買主にターゲットを絞って調査をするということでございます。

報告者数も、前回調査では3万法人であったのに対し、今回調査では①②を合わせて3万8,000法人となり、増加をしております。これによって、土地の所有や利用についてより的確に、かつ効率的に把握できるということになっております。

そして、スライド9ページ目に移らせていただきます。

続いて、公表スケジュールの見直しも予定をされております。従来、中段に掲げてあるスケジュール表に則って、前回の法人土地・建物基本調査では、調査が平成30年7月から9月に行われて、その翌年の令和元年9月に速報、そしてその次、令和2年9月に確報という2段階で公表していたという公表体系になっておりました。その中で、フロー調査はどうなっていたかということ、フローの年次の部分は、一部で速報の段階でも公表されていたものの、全ての調査結果については確報まで待つ必要があったということです。このため、年次調査の土地保有・動態調査は、令和元年度結果が、実は令和元年度の3月に出てしまうということで、年次が逆転していたという状態でございます。

そこで、今回これを改めるために、下段の表のとおり、特に速報のうちフローの部分は、土地保有・動態調査と同じタイミングで出せるように、公表を一部前倒しし、ユーザーの利便性向上を図ろうということでございます。

以上が変更点でございまして、残りのスライドで、これまで付された各種課題についての対応状況について御説明をしたいと思います。

まず、10ページ目のスライドです。前回の答申では三つ宿題があったわけですが、一つ目の今後の課題としては、土地の「今後の保有等予定」の選択肢の設定についてです。これはスライドの5ページ目で御覧いただいたとおり、選択肢の整理統合をすることで対応を予定しております。

続いて、二つ目の今後の課題として、法人の属性を踏まえた集計の充実です。こちらについては、前回の諮問審議の中で、外資系企業か否かを判別するということが宿題になっておりました。これについては、対応に記載のとおり、昨年、重要土地利用規制法というのが成立し、安全保障上重要な区域に外国資本などが入ったときには届出等をしなければいけないというような仕組みができましたので、この調査では、外資系かどうかの調査事項を設けることはしないで、もし必要があれば、統計のリンケージ、特別集計で対応する方向性でいるということでございます。

そして、11ページ目のスライドに移ります。

三つ目の今後の課題として、土地単位でのパネルデータの作成ということがございました。これは、若干この調査の範囲を超えている部分もあろうかと思えますけれども、前回の部会審議では、土地単位のパネルデータ化について議論がありまして、その後、総務省や国土交通省でも調査研究を実施しているという状況です。これらを踏まえて、今後、不動産登記情報のデジタルデータの整備状況の進み具合なども見ながら、技術的課題などを検討していきたいという意向でございます。

最後に、12ページ目のスライドになります。現行の公的統計基本計画への対応です。

現行の基本計画では、この調査に関して二つ宿題があります。①はこの調査や中間年の一般統計調査について、よりの確に効率的に実施するということです。②は、土地所有利用状況の全体像の把握ということでございます。

これらについては、既に次期基本計画の検討に関する第2ワーキンググループでも議論いただいております。①は、一般統計調査の方で既に対応されているということですので。今回の部会においてもフォローアップをいただきたいと思っております。そして、②については、先ほどのパネルデータの話とも共通しますけれども、次の基本計画の課題として残す方向でワーキンググループにおいて議論をいただいているところでございます。

最後に、行政記録情報の活用というのがございます。これは基本計画で、この調査に限ったことではない話として、総論として求められている取組ですけれども、既に御説明をいたしましたとおり、調査票Cにおいて、そもそも不動産登記情報を活用するということとしておりますし、また、対応に記載のとおり、森林簿なども、まずは審査で活用するというような試みも検討いただいているという状況です。

駆け足で恐縮でしたが、概要は以上でございます。大まかに今回の申請をまとめると、今回の変更は、調査をより効率化する形で工夫をしていただいて統計ニーズに応えるということです。その一方で、行政記録の利活用などにおいてチャレンジングな取組を検討されているところに特色あると考えます。

説明は以上になります。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。本件につきましては、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととします。なお、同部会の構成員ですけれども、法人土地・建物基本調査の審議においても、資料3にございまして、構成員に清水臨時委員を追加で指名いたしたいと思っております。

それでは、ここで何か質問などあれば、よろしくお願いいたします。

川崎委員、よろしくお願いいたします。

○川崎委員 川崎です。度々すいません、ありがとうございます。今の御説明をお聞きして、この法人の土地・建物の保有状況のデータというのは非常に大事なものであるため、それを平成5年の開始以来いろいろ工夫しながら効率化を図りながらやってこられたということで、今回も十分検討されていて、方向として大変よろしいというふうに思います。大きな方向として、今の段階で全く異論はありません。

ただ、これは先ほど住宅・土地の方でも申し上げたのと同じようなことなのですが、これは企業の保有する土地を1区画ずつ全部リストアップしてもらおうようなところがかかり出てきます。そうすると、これまた企業の負担はかなり大きいわけですから、先ほどの御説明の中で、この住宅・土地統計調査と、法人土地・建物基本調査ですか、この調査が双子みたいな調査で、それを使って土地基本調査という統計を作るというお話がありましたけれども、そこの方の統計で、本当にどこまでの詳細なデータが必要なのかというのを検討していただいて、そして、本当に調査事項として、そこまでの、現在のような詳細が必要かというのは、住宅・土地統計調査と同様な観点から検討していただけたらというふうに思います。

統計が必要なことは私も全くそうだと思うのですが、どこまでの詳細データが必要かということ、そのためにどこまでの調査事項が必要かということで、先ほど申し上げたとおり、平成5年から続いている調査ですので、今回までは、私はやはり続けていただいた方がいいと思うのですが、その後の結果が出たところで、1度よくその辺りを、住宅・土地統計調査と併せて、見直して検討していただいて、利用のニーズと、それから回答の負担のバランスを考えていただけたらと思って、その辺りをお願いしたいと思いました。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございました。先ほどとともに、こういう事項的な検討が必要ということだと存じました。ありがとうございます。

清原委員、手が挙がっています。よろしくお願いいたします。

○清原委員 清原です。御説明ありがとうございます。私も、改めて「法人土地・建物基本調査」というものが極めて重要な調査であるということ、御説明によって再確認させていただきました。そして、この変更については、回答する人の立場、そして利用する人の立場を考えて御検討いただいていた経過も理解できました。

そこで、10ページ以降の、「前回答申時の今後の課題への対応」について、改めてその意義を、私としては再確認させていただきました。と申しますのも、これは「前回答申時の今後の課題」であるのですけれども、いずれも、現時点でも極めて重要な意義のある課題を、前回提起できているのではないかなと思いました。

特に、10ページ、2番目の「法人の属性を踏まえた集計の充実」というところで、御説明にありましたように、2021年6月に「重要土地利用規制法」が成立して、必要な情報の把握が行われてきているとあります。まさに、この点については、国内外で注目されている対応だというふうに思います。

そこで、この点については、「新たな調査項目は設定しないけれども、把握できる」ということをございますけれども、もしそれが可能であれば、負担を考えれば項目は増やす必要はないと思うのですけれども、「的確に把握できる」ということを国土交通省は判断されているかということ、もう一度確認させていただければと思います。

それから、11ページの3の、「土地単位でのパネルデータの作成」についても、非常に重要であり、しかも対応としては、「引き続き検討課題」として位置付けられて、一定の見通しも立てられているように思いましたが、この記述だと、ちょっとまだどの程度の対応ができていのかということがきちんと私なりに理解できなかったもので、土地単位でのパネルデータの作成については、見通しとして、「2023年の企画時期までに一定程度できる」というふうを受け止めてよろしいのでしょうか。

その2点を確認させていただければ有り難いです。よろしく願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。確認事項かと存じますが、国土交通省から回答いただくのがよろしいですか。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 国土交通省でございます。川崎委員、清原委員、御意見、御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、川崎委員からいただきました、次の次の調査に向けての検討というところにつきましては、先ほどの住宅・土地統計調査の担当も申しておりましたけれども、関係機関と共同で、どのような調査になるのか、利活用等も検討しながら、あと調査対象者の負担の軽減も考慮しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

あと、清原委員からいただきました2点、外資系の部分の把握の検討とパネルデータの検討についてですけれども、まず、外資系の部分につきましては、我々の調査結果と、具体的には経済センサスで外国資本比率を調査しておりますので、その部分のリンケージを図って、どういったものが得られるのか、得られるのではないかというふうに予測は立てているのですけれども、実際つないで検討しているところまでまだ行っておりませんので、今後そこをつないで、どういった結果が得られるかというところを見てまいりたいと考えております。

2点目のパネルデータにつきましては、資料にも書かせていただいているのですが、やはり不動産登記情報をまず入手するということから入りますので、不動産登記、あともう一つ、ベースレジストリの議論の方はデジタル庁で行われているのですけれども、そちらの議論の部分にも注視しながら、できるだけそういったものを利用しながら実現するような方向で、関係する省庁と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○樫委員長 清原委員、よろしく願いします。

○清原委員 御説明ありがとうございます。まだまだ具体的なリンケージ等については検証が必要なようでございますけれども、方向性として丁寧に御検討いただいているようですので、それが是非実現しますことによって、調査対象者の負担増にはならず、しかし、適切な統計は得られるということを目指していただくようお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。国土交通省の御回答も含めて、その方向でと

思いました。どうもありがとうございます。

ほかに。菅委員、手が挙がっています。よろしくお願いします。

○菅委員 この統計の意義ですけれども、昔、この統計を設計した方にお話を伺ったことがあるのですが、非常に強くおっしゃっておられたのは、我が国のストック統計としてきちんとしたものを作るべきであるということ。日本には国富調査というものがかつてあったのですけれども、今はもう行われていない、要するに国富調査というのはストックのセンサスですけれども、もう行われてないのです。それを別の形できちんと整備していくべきだという思想があって、こういう形で住宅・土地統計調査があって、法人土地・建物基本調査という形で整えられたというふうに聞いております。

だから、大きな意味はストックを把握するということところで、実際これが我が国のストックの推計に使われているのです。かなり細かい内容になっているのは、ストックの推計に何が必要かよく分からないというのが当時の設計にやっぱりあったのだらうと思います。細かければ細かいほどいいだらうという考え方もあったのだらうと思います。その点が、川崎委員がおっしゃられていた話と関連してくるようには思いますけれども、これはいろいろな人の意見を聞きながらやっていかなければいけないところがありまして、ありがたいのですけれども、ストック統計というのは加工統計なので、マニアックにやろうと思えばいくらでもできてしまう世界でもあるのです。だから、その辺りも含めて、ただ、意義としては、かつて存在した国富調査に代わるものを整備していくべきだという、そういう考え方に則っているというふうに、私は、その方からお聞きいたしました。

以上であります。

○椿委員長 どうもありがとうございました。参考になる意見だと思います。私自身勉強になりました。どうもありがとうございます。

いかがでしょう、ほかに御意見等ございますか。ただ今菅部会長から御意見を頂戴したところですので、私がコメントするのもいかがかと思っておりますけれども、一応私の方でコメントさせていただきます。

法人土地・建物基本調査も、先ほどの住宅・土地統計調査とともに、我が国の土地建物の実態を把握する重要な統計調査です。今回の申請では、前回答申時の課題も踏まえて、調査事項の整理統合に加えて、調査の効率化や統計ユーザーへの対応などの観点から、調査方法や公表スケジュールなどについても見直しが計画されています。統計ニーズにより効率的に対応しようとする一方で、都道府県事務の引上げや公表の一部前倒しなど、国土交通省の方の事務負担もかなり増加する部分があるようですので、この点につきましても、無理が生じないよう御配慮よろしく願いいたします。

また、不動産登記情報など、行政記録情報の有効活用や、先ほどからありましたパネルデータの作成などについても、意欲的な検討がなされているようでございます。これらの取組によって、不動産関連統計の改善や今後の発展につながっていくことを期待したいと思っております。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様方、審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

部会の審議状況についてでございます。国民経済計算体系的整備部会での審議状況につきまして、部会長の福田委員から御報告よろしくお願いいたします。

○福田委員 それでは、御説明させていただきたいと思えます。

10月19日に行われました第32回国民経済計算体系的整備部会の審議状況についての御報告でございます。

資料4が対応しておりますので、適宜、御覧ください。

資料4のページ番号は、中央の下に、1/13のような形で表示しております。

2ページを御覧ください。

第32回部会では、新型コロナウイルス感染症の影響への各種対応の検証等について、それからQEにおける供給側推計品目の細分化等についての二つについて審議を行いました。

以下、概要を御説明します。かなり技術的な問題も多いことありますが、時間的な制約もありますので、詳細は割愛させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響への各種対応等の検証等についてです。2ページ以降がそれに対応しております。

大きくは季節性の問題、それから第二次年次推計等における一部品目の配分比率の問題、それから1次QEにおける基礎統計が存在しない3か月目のデータの処理についての検討、この三つが大きな柱になっていました。

まず、季節性がなぜ大きな問題だったかということ、御存じのとおり、コロナ禍では、お盆や年末年始に帰省するということが一気になくなったりとか、あるいは夏、海水浴にみんな行かなくなったりとか、通常の年よりも季節性の動きというのが大きく変わってしまう、ある種の異常値が起こったわけです。そういう異常な季節性の動きに関して、どういう処理をするかは大きな問題であったわけです。

それから、一部品目の配分比率に関して、なぜ大きな問題だったかということ、例えばビールの消費に関して、これまでは居酒屋とか外食での消費量が非常に大きかったわけですが、コロナ禍ではその比率が大きく減って、家で消費する比率というのが大きく増えたり、そういうことが起こってしまったわけです。あるいは、3か月目のデータ処理がなぜ大きな問題かということ、3か月目にデータがない、これまでは1か月目、2か月目の動きから3か月目を推計していたわけですが、短期的に1か月間でも大きく物事が動いてしまうということもコロナ禍では起こったわけでありまして。そういったものの処理を、内閣府の方でいろいろな形で工夫して今回も行ったわけですが、それに対する議論を行いました。

季節調整における適切な異常値処理に関しては、当面の措置の問題と、それから今後どうするかという問題、二つありましたけれども、当面の措置に関しては、内閣府の行った措置は適切だろうということで意見は一致しました。他方で、こういう処理を今後どう行っていくのか、再び感染症が広まることは、なかなか希望はしたくないですけど、少なくともいろいろな危機が起こったりするようなことがあって、季節性が異常な形で動く可能性も将来的にはありえます。そういった場合にどうするかということも含めた長期的

な対応に関しては、平時に戻った後に同様の方法を継続するかどうかを含めて慎重に検討してほしいという御意見があったりとか、平時かどうかの判断が難しいことから今回のような客観的な基準での対応が適当であるという御意見であるとか、あるいは信頼区間の設定については異常値の評価に関わってくるためもう少し検討してほしいというような御意見も出されたというのが、検討結果であります。

それから、1次QE、速報値における基礎統計が存在しない3か月目のデータの処理については、もちろん現状はない統計でやらざるを得ないわけですがけれども、今後は、どの統計を早期化すればQEの改善につながるかということについて、積極的に発信することが1次統計の改善の視点にもつながるといふ御意見が、委員からは出されました。

部会では、内閣府の報告内容を適当とした上で、季節調整を中心に、中長期的な課題についての検討を引き続き要望させていただきました。

続きまして、10ページを御覧ください。QEにおける供給側推計品目の細分化等についてでございます。

国民経済計算体系は、基本、供給側の推計へと移行しつつあるわけですがけれども、より正確に推計するために、品目を細分化して推計したらどうなるのかということで検討いただきました。前回の部会においても、委員から細分化を行った場合とそうでない場合での精度について複数年分を比較する必要があるとの御意見があったため、その検証結果が今回は示されたわけでありまして。その結果として、細分化して推計した場合にパフォーマンスが向上する品目もあれば、必ずしもそうでもない、逆に悪化するような品目もあったということで、内閣府としては、細分化によりパフォーマンスが向上した品目については、第一段階として2022年7－9月期2次QEより細分化を実施するとの説明がありました。それに対して、委員からは、細分化によりかい離幅が拡大する品目や、かい離幅のぶれが大きい品目については、今後も引き続き分析が必要であるという御意見がありました。そういった長期的な課題を、内閣府の方でも再度検討していただくということを踏まえて、部会では内閣府の報告内容自体は適当とした上で、委員からの御意見を踏まえて、次期基準改定のタイミングで実施予定の2段階に向けて引き続き検討を進めるよう要望いたしましたということです。

私からの報告は以上でございます。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明について、何か御質問等あればよろしく願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思っております。本日は、新型コロナウイルス感染症への各種対応等をQE推計に関して御報告いただいたところです。新型コロナウイルスの関係では、季節調整、2020年第2次年次推計における見直し、1次QEにおける基礎統計が存在しない3か月目のデータの処理の3点について、それぞれ丁寧に検討いただいたように思います。

特に、季節調整における適切な異常値処理については、当面の方法と同時に、今後の中期的な課題についてもかなり活発な議論をされたということでございます。こちらについ

ても、データの蓄積を踏まえつつ、どういう方向性がいいのか、いろいろな説明性とかいろいろなことあったようでございますけれども、ルールといいますか規則性のようなものがあつたようでございますけれど、検証を重ねて、実践的な妥当な解を導くよう、引き続き議論をよろしくお願いいたします。

また、どの統計を早期化すればQ Eの改善になるかということに関して、積極的発信というようなことに関する整理、御意見があつたようでございますけれども、この基礎統計と国民経済計算の連携を深める上で、これは非常に重要な視点になるように思われます。統計委員会としても、個々の統計を審議するだけではなくて、我が国の統計全体の体系的整備を推進する役割を担っているわけですから、そうした情報発信については、是非積極的に取り組んでいただければと、お願いしたいと考えます。

福田部会長を始めとしまして、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の皆様方、部会での御審議ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○福田委員 ありがとうございます。

○樫委員長 それでは、予定していた議題は以上でございます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 それでは、次回の委員会ですが、調整中ですので、日時・場所につきましては別途御連絡いたします。

以上です。

○樫委員長 以上をもちまして、第185回統計委員会を終了いたします。